

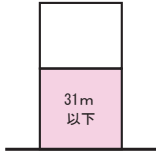
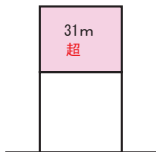
(2) 設置免除適用の条件

原則として排煙設備の設置義務がある場合でも、条件を満たすことで、設置義務が免除されることもある。

排煙設備の設置が免除できるか否かの判断は、計画中の建築物の

A 対象条件等 → B 検討部分の存する階数 → C 室の種別 → D 区画面積 → E 区画方法等 の順番でチェックしていくとわかりやすい。

A 対象建築物もしくは対象条件	排煙設備設置免除のための適用基準	根拠法令
病院・診療所（有床）・ホテル・旅館・寄宿舎・児童福祉施設等 共同住宅の住戸	準耐火構造の床・壁、(法2条9号の2口で規定する)防火設備で床面積100㎡以内の防火区画 準耐火構造の床・壁、(法2条9号の2口で規定する)防火設備で床面積200㎡以内の防火区画	令126条の2第1項1号
学校（幼保連携型認定こども園を除く）・体育館・ボウリング場・スキー場・水泳場・スポーツの練習場	すべて	令126条の2第1項2号
階段・昇降機の昇降路	すべて	令126条の2第1項3号
主要構造が不燃材料の機械製作工場・不燃物品保管倉庫・その他同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの	すべて	令126条の2第1項4号
住宅・長屋の住戸	階数が2以下かつ床面積が200㎡以内で、換気有効面積≥居室床面積×1/20	平12建告1436号第4イ
特殊建築物（別表1(イ)以外の用途又は児童福祉施設等（入所する者の使用するものを除く）、博物館、美術館もしくは図書館の避難階又は避難階直上階*1	主たる用途に供する各居室に屋外への出口等その他当該各居室に存する者が、容易に道に避難することができる出口が設けられていること（居室の避難距離は面積の平方根程度）	平12建告1436号第4ロ 平27国住指4784号
自動車庫、危険物の貯蔵場・処理場、通信機械室、繊維工場	不燃性ガス消火設備・粉末消火設備を設置	平12建告1436号第4ハ

高さ	C 室の種別	D 区画面積	E			備考	根拠法令
			区画方法	内装制限	開口部制限		
 31m以下	居室	100㎡以内	防煙区画	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計画上、防煙区画や防火区画のできない地上の「居室」で、下地・仕上げともに不燃材料で床面積100㎡以内ごとに間仕切れば、排煙設備の設置を免除できる ・木造等で下地の不燃化が厳しい場合は、「防煙区画」もしくは「防火区画+内装制限」を講じれば、排煙設備の設置を免除できる 	令126条の2第1項かつこ書 平12建告1436号第4ニ(3) 平12建告1436号第4ニ(4)
	居室*2		防火区画	準不燃	防火設備		
	居室*2		—	不燃（仕上げ、下地とも）	—		
	室*3	100㎡以内	防煙区画	—	—	—	平12建告1436号第4ニ(2)
	室*3	—	—	—	準不燃	防火設備	—
 31m超	室 居室	100㎡以内	耐火構造の床・壁	準不燃	防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高層階は低層階と比較して免除の適用条件が厳しい →居室は免除対象外なので排煙設備の設置が必要 	平12建告1436号第4ホ

*1 適合部分とそれ以外の排煙免除とならない部分が、準耐火構造の床もしくは壁又は防火設備で区画されている場合に限る

*2 法別表1(イ)欄の特殊建築物の主たる用途に供する部分で地下にあるものは除く（免除なし、排煙設備必要）

*3 「室」とは、便所・局部的倉庫・更衣室・機械室・電気室等の非居室部分を示す

